

令和8年度 第3回農業委員会総会 (8.6.22)
開 会 午後2時30分 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和8年度・第3回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 3番 川島委員、4番 金子委員にお願いします。

第1号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長～ 1番 申 請 者
2番 申 請 者
3番 申 請 者
4番 申 請 者
5番 申 請 者
6番 申 請 者
7番 申 請 者
8番 申 請 者

以上8件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 第1号議案から第2号議案の現地調査につきましては、6月15日午前に
4番金子委員、5番尾崎委員及び事務局、同日午後に7番森田委員、
14番酒井委員及び事務局とで行っております。

1番から8番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの
証明を発行するものでございます。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、モロヘイヤ、サトイモ、ピーマンが作付けされておりました。下草もなく
綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、ナス、キュウリ、エダマメ、トマト、ブルーベリー、ハウレンソウ、コマツナなどが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ナシ、ブドウ、ブルーベリーが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、トウモロコシ、ネギ、サトイモ、ナス、カボチャ、キウイ、ミカン、ブルーベリーが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ブルーベリー、キウイ、サクランボ、カキ、ブルーベリー、ブドウ、クリ、サトイモ、イチジクが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ネギ、金時草、インゲン、キュウリ、ピーマン、サトイモなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、麦、ジャガイモが作付けされておりました。一部、下草の管理が行き届いていない箇所が見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

事務局～ 8番

現地案内図は、8ページ、8番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、トウモロコシ、落花生、サトイモ、エダマメ、トマト、ナスなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上8件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る認定都市農地貸付け等継続証明の件

議長～ 9番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 9番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

9番

現地案内図は、戻りまして1ページ、9番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、モロヘイヤ、サトイモ、ピーマンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、5月11日から6月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長～ 10番 申請者
11番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

10番

現地案内図は、9ページ、10番です。

転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

11番

現地案内図は、10ページ、11番です。

転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を5月25日及び6月3日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

12番 譲受人
譲渡人

13番 譲受人
譲渡人

14番 譲受人
譲渡人

15番 譲受人
譲渡人

- 16番 譲受人
譲渡人
- 17番 譲受人
譲渡人

以上6件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 12番

現地案内図は、11ページ、12番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。
現況は駐車場でございます。

13番

現地案内図は12ページ、13番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。
現況は宅地でございます。

14番

現地案内図は13ページ、14番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。
現況は宅地でございます。

15番

現地案内図は13ページ、15番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。
現況は宅地でございます。

16番

現地案内図は、戻りまして12ページ、16番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。
現況は宅地でございます。

17番

現地案内図は、14ページ、17番です。
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。
現況は畑でございます。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を5月25日及び6月15日をもって行いましたので報告いたします。
以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う 5 条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて 1 件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

1 8 番

現地案内図は、1 5 ページ、1 8 番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。